

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画の見直しについて

1 需給計画の概要

(1) 法的位置付け

子ども・子育て支援法第 61 条に「市は、国の定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。」とされており、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」（子どもの数＝需要）と「確保方策」（幼保施設等の利用定員＝供給）を見込んだ需給計画（以下「計画」という。）を定めることとしている。

(2) 需給計画の内容

① 教育・保育の提供区域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定（本市では、地区保健福祉センター単位（7 地区）で設定）。

② 教育・保育の「量の見込み」・「提供体制の確保内容」・「実施時期」

「保育所・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設等の利用状況（実績）」に、「利用希望（ニーズ調査等で把握）」等を踏まえ、「学校教育・保育の量の見込み（子どもの数＝需要）」を次の区分で設定。

●教育・保育の認定区分

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性	利用施設等	利用時間
教育標準時間認定	1 号	3～5 歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間 概ね 1 日 4 時間
保育認定	2 号		あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 1 日最大 11 時間
	3 号	0～2 歳		保育所 認定こども園 地域型保育事業	保育短時間 1 日最大 8 時間

2 計画の見直しについて

施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、「確保方策」に係る見直しについて毎年度実施してきた（令和 4 年度は計画の中間年度となるため、「量の見込み」についても見直しを実施）。令和 5 年度は現計画が令和 6 年度で終了することから、「確保方策」のみ見直すこととする。